

豊中市上下水道モニター設置要綱

(目的)

第1条 豊中市上下水道局（以下「局」という。）は、水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に対する水道及び公共下水道を利用される方（以下「お客さま」という。）の意見や提案を継続的に聴取し、これを事業経営に反映させることにより、サービスの向上とお客さまの視点に立った事業経営を推進するとともに、お客さまの上下水道事業に対する理解を深めるため、豊中市上下水道モニター（以下「上下水道モニター」という。）を設置する。

(活動)

第2条 上下水道モニターの主な活動は、次のとおりとする。

- (1) 所定の会議及び施設見学会に出席すること。
- (2) 局が実施するアンケート調査に回答すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項

(資格要件)

第3条 上下水道モニターに応募できる者は、募集年度の4月1日現在で満18歳以上の市内に在住するお客さまとする。

(定数)

第4条 上下水道モニターは、50人以内とする。

(募集)

第5条 上下水道モニターの募集は、公募により行う。

(依頼)

第6条 上下水道モニターは、第3条に規定する資格要件を満たす者から、管理者が依頼する。

2 依頼人数が第4条に定める定数を超えた場合は、以下の順に抽選を行う。

- (1) 上下水道モニター経験者
- (2) (1) 以外の応募者

(任期)

第7条 上下水道モニターの任期は、依頼の日から翌年の3月31日までとする。

(依頼の取消し)

第8条 管理者は、上下水道モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、依頼を取り消すことができる。

- (1) 第3条の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 上下水道モニターの活動を遂行できない事由が生じたとき。
- (3) 上下水道モニターから辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が取り消す必要を認めたとき。

(謝礼)

第9条 上下水道モニターの活動を遂行した者には、次項の規定により謝礼を支給する。

2 別表第1により算出し、相当する額を図書カード等で年度末に支給する。

(事務の処理)

第10条 上下水道モニターに関する事務は、経営部経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 1月15日から実施する。

別表第1（第9条関係）

職 務	謝 礼
第2条第1号に規定する職務	一回当たり 1,000円
第2条第2号に規定する職務	一回当たり 500円
第2条第3号に規定する職務	管理者が必要に応じて定める。
第2条に規定しない随時の意見及び提言の提出	支給しない。